

新型コロナウイルスの感染拡大に伴う特別措置終了について

令和 2 年第一四半期は、新型コロナウイルス感染症の影響拡大に伴い、関連学会の学術集会および学会認定関連団体の学術集会学会等の中止が報告されておりましたため、本学会認定資格を保有する会員の資格の更新申請については、新型コロナウイルスの感染拡大に関連する理由で更新単位が不足する場合には、特別措置として更新期限の延長申請をお認めすることとしておりました。

しかしながら、本学会のリフレッシャーコース、学術集会も Web での開催となり、他学会の学術集会等でも多くのものが Web で開催され、十分に認定資格更新のための単位を取得できる機会があることから、特別措置の適用を終了させていただくことになりました。

具体的には、令和 3 年に保有する認定資格の登録期限を迎えるとなる会員については、特別措置は適用されませんので、ご注意ください。

なお、ここでいう、認定資格とは、歯科麻酔専門医、認定医、登録医、認定歯科衛生士とします。

一般社団法人 日本歯科麻酔学会
理事長 飯島 毅彦